

自動更新特約 目次

第1条	特約の締結	第15条	主特約が入院初期給付特約等の場合の特則
第2条	主特約の更新	第16条	主特約が5年ごと利差配当付定期保険等に付加されている場合の特則
第3条	特約の解約	第17条	主特約が5年ごと利差配当付自由保険等に付加されている場合の特則
第4条	特約の更新	第18条	主特約が5年ごと利差配当付終身保険等に付加されている場合の特則
第5条	中途付加の取扱い	第19条	主特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等に付加されている場合の特則
第6条	主特約が定期保険特約の場合の特則	第20条	主特約が入院保障充実特約(09)等の場合の特則
第7条	主特約が生存給付金付定期保険特約の場合の特則	第21条	主特約が5年ごと利差配当付新終身保険に付加されている場合の特則
第8条	主特約が連生定期保険特約等の場合の特則	第22条	主特約ががん診断特約等の場合の特則
第9条	主特約が逡減定期保険特約等の場合の特則	第23条	主特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されている場合の特則
第10条	主特約が通院特約等の場合の特則		
第11条	主特約が取入保障特約等の場合の特則		
第12条	主特約が特定疾病保障定期保険特約または重度慢性疾患保障保険特約の場合の特則		
第13条	主特約が連生逡減定期保険特約等の場合の特則		
第14条	主特約が介護保障定期保険特約等の場合の特則		

自動更新特約

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち、定期保険特約等会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）を締結する際、保険契約者の申出により、主特約に付加して締結します。

第2条 (主特約の更新)

この特約が付加された主特約は、次に定めるところにより取り扱います。

1. 保険契約者から主特約の保険期間満了の日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、主特約は更新されます。
2. 前号にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、主特約は更新されません。
 - イ. 更新日（更新前の主特約の保険期間満了の日の翌日をいいます。以下同じ。）における主契約の被保険者の年齢が主特約の更新満了年齢^[1]に達するとき
 - ロ. 主特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。
 - (1) 保険金削減支払方法が適用されている場合で、主特約の保険期間満了の日前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後の主特約には更新前の保険金削減支払方法は適用されません。
 - (2) 特別保険料徴収方法が適用されている場合。この場合、更新前の主特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の主特約の特別保険料は、更新日における主特約の被保険者の年齢および更新後の主特約の保険期間にもとづいて計算します。
 - (3) 特定部位不支払方法が適用されている場合。この場合、主特約の保険期間満了の日前までに会社指定の期間が満了しているときは、更新後の主特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されず、会社指定の期間が満了していないときは、更新前の主特約と同一の条件を付加して更新するものとします。
 - (4) 特定状態不支払方法が適用されている場合。この場合、更新後の主特約には更新前の主特約と同一の条件を付加して更新するものとします。
 - ハ. 更新時に、会社が主特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
3. 更新後の主特約については、次表に定めるところによります。

補 則 欄

第2条補則

[1] この特約の締結の際に、主特約の更新が満了する年齢として合意した年齢をいいます。

イ. 保険期間	(1) 更新前の主特約の保険期間と同一とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、更新前の主特約の保険期間よりも短期の会社の定める期間に変更します。 a. 主契約の契約日から起算した更新後の主特約の保険期間満了の日までの期間が会社の定める期間をこえるとき b. 更新後の主特約の保険期間満了の日の翌日における主契約の被保険者の年齢が会社の定める年齢をこえるとき c. 更新後の主特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき (2) 前(1)にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会社の定める期間とします。 a. 次回更新後の主特約の保険期間が、前(1)ただし書きにより5年未満となるとき b. 更新日が主契約の保険料払込期間満了の日の翌日のとき
ロ. 保険金額および給付日額	(1) 更新前の主特約の保険金額または給付日額と同額とします。 (2) 前(1)にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱範囲内で、更新日から主特約の保険金額または給付日額を変更することができます。この場合、更新前の主特約の保険期間満了の日の2か月前までに請求してください。
ハ. 保険料	更新日における主特約の被保険者の年齢によりあらためて計算します。
ニ. 保険期間の継続の取扱い	次の主特約の定め適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。 (1) 特約保険金の支払い (2) 特約給付金の支払い (3) 死亡保険金を支払わない場合 (4) 特約保険料の払込免除 (5) 告知義務違反による解除を行わない場合
ホ. 第1回保険料の払込み	更新日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱います。ただし、主契約の保険料が一時払いのときは、次のとおり取り扱います。 (1) 保険料の立替え 取り扱いません。 (2) 主契約の保険料の払込みが免除されているときの取扱い a. 主契約の保険料の払込みを要します。 b. 主契約の保険料は、更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。
ヘ. 社員配当金	主特約の定めにより主契約の普通保険約款を準用するときは、「契約日」を「更新日」と読み替えます。
ト. 適用する特約および保険料率	更新日における特約および保険料率を適用します。

4. この特約が2以上の主特約にそれぞれ付加された場合、これらの主特約の更新日は、会社の定める主特約を基準として同一とします。
5. 更新後の主特約については、本条に定めがある事項を除いて主特約の定めを適用します。
6. 第2号ハにより主特約が更新されないときは、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に締結します。

第3条 (特約の解約)

この特約のみの解約はできません。

第4条 (特約の更新)

主特約の更新に際しては、この特約は主特約とともに更新されます。

第5条 (中途付加の取扱い)

主特約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。

第6条 (主特約が定期保険特約の場合の特則)

この特約が、転換特約、保障見直し特約または保障一括見直し特約（以下「転換特約等」といいます。）により転換価格または見直し価格（以下「転換価格等」といいます。）の全部または一部が保険料積立金等に充当された定期保険特約に付加されている場合で、主特約の更新前に主契約の保険料の払込みが免除されているときまたは主契約の保険料の払込みが終了しているときは、主特約のうち転換価格等の全部または一部が保険料積立金等に充当された部分は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、保険料特別払込定期保険特約を更新時に締結します。

第7条（主特約が生存給付金付定期保険特約の場合の特則）

この特約が生存給付金付定期保険特約に付加されている場合、更新後の主特約の型は更新前と同じとします。ただし、更新前の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があり、会社が承諾したときは、更新日から主特約の型を変更します。

第8条（主特約が連生定期保険特約等の場合の特則）

① この特約が連生定期保険特約または連生保険料特別払込定期保険特約に付加されている場合、更新後の主特約の型は更新前と同じとします。ただし、更新前の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があり、会社が承諾したときは、更新日から主特約の型を変更します。この場合、変更後の基本保険金額は、次表に定めるところによります。

1. I型からII型へ変更する場合	変更前の基本保険金額と同額とします。
2. II型からI型へ変更する場合	変更前の基本保険金額の6割相当額とします。

② この特約が、転換特約により転換価格の全部または一部が保険料積立金等に充当された連生定期保険特約に付加されている場合で、主特約の更新前に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、主特約のうち転換価格の全部または一部が保険料積立金等に充当された部分は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、連生保険料特別払込定期保険特約を更新時に締結します。

第9条（主特約が通減定期保険特約等の場合の特則）

① この特約が通減定期保険特約、保険料特別払込通減定期保険特約、介護通減定期保険特約または新介護通減定期保険特約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第2条（主特約の更新）第3号口の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

□. 基本保険金額	(1) 更新日の前日における主特約の保険金額と同額とします。
	(2) 前(1)にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱範囲内で、更新日から主特約の基本保険金額を変更することができます。この場合、更新前の主特約の保険期間満了の日の2か月前までに請求してください。

2. 更新後の主特約の保険期間が、第2条（主特約の更新）により更新前の主特約の保険期間よりも短期に変更されることによって会社の定める期間に満たなくなるときは、主特約は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、主特約が通減定期保険特約のときは定期保険特約を、保険料特別払込通減定期保険特約のときは保険料特別払込定期保険特約を、介護通減定期保険特約または新介護通減定期保険特約のときは新介護通減定期保険特約を更新時に締結します。

② この特約が、転換特約等により転換価格等の全部または一部が保険料積立金等に充当された通減定期保険特約、介護通減定期保険特約または新介護通減定期保険特約に付加されている場合で、主特約の更新前に主契約の保険料の払込みが免除されているときまたは主契約の保険料の払込みが終了しているときは、主特約のうち転換価格等の全部または一部が保険料積立金等に充当された部分は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、それぞれ保険料特別払込通減定期保険特約または保険料が一時払いの新介護通減定期保険特約を更新時に締結します。

③ この特約が新介護通減定期保険特約に付加されている場合で、次の条件をすべて満たすときは、更新後の主特約にかかわらず、更新後の主特約の早期ケア給付金額は、更新日の前日における主特約の早期ケア給付金額と同額とします。

1. 被保険者が更新前の主特約の保険期間中に要介護状態に該当したとき
2. 更新前の主特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、更新後の主特約の早期ケア給付金の支払理由に該当したとき

第10条（主特約が通院特約等の場合の特則）

① この特約が通院特約に付加されている場合で、主契約に付加されている災害入院特約(01)もしくは疾病医療特約(01)または新災害入院特約(87)もしくは新疾病医療特約(87)が更新されないときは、第2条（主特約の更新）第2号にかかわらず、通院特約は更新されません。

② この特約が通院特約(04)に付加されている場合で、主契約に付加されている災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)または入院治療重点保障特約が更新されないときは、第2条（主特約の更新）第2号にかかわらず、通院特約(04)は更新されません。

第11条（主特約が収入保障特約等の場合の特則）

① この特約が収入保障特約、収入保障特約(18)、介護収入保障特約、新介護収入保障特約または生活障害収入保障特約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第2条（主特約の更新）第3号口およびニの適用に際しては、次のとおり読み替えます。

<p>ロ. 基本年金額、特約の型および年金支払期間</p>	<p>(1) 基本年金額は更新前の主特約の基本年金額と同額とします。</p> <p>(2) 更新前の主特約の型にかかわらず、更新後の主特約の型は固定型とします。</p> <p>(3) 年金支払期間は更新前の主特約の年金支払期間と同一とします。ただし、更新前の主特約の型が逓減型の場合で、更新前の主特約の年金支払期間が下限の年数に1年加えた年数であるときは、更新前の主特約の年金支払期間の下限の年数と同一とします。</p> <p>(4) 保険契約者は、更新前の主特約の保険期間満了の日の2か月前までに申し出ることにより、会社の取扱範囲内で、更新前の主特約と異なる基本年金額または年金支払期間に変更することができます。この場合、次に定める条件を満たすことを要します。</p> <p>a. 更新後の主特約の年金の現価相当額が更新前の主特約の保険期間満了時における年金の現価相当額と同額以下であること</p> <p>b. 変更後の基本年金額が会社の定める金額以上であること。会社の定める金額を下回るときは、この取扱いを行いません。</p>
<p>二. 保険期間の継続の取扱い</p>	<p>次の主特約の定め適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。</p> <p>(1) 特約年金または特約給付金の支払い</p> <p>(2) 特約年金または特約給付金を支払わない場合</p> <p>(3) 特約保険料の払込免除</p> <p>(4) 告知義務違反による解除を行わない場合</p>

2. 第2条（主特約の更新）第4号にかかわらず、収入保障特約、収入保障特約(18)、介護収入保障特約、新介護収入保障特約または生活障害収入保障特約を含む2以上の主特約にこの特約がそれぞれ付加された場合には、収入保障特約、収入保障特約(18)、介護収入保障特約、新介護収入保障特約または生活障害収入保障特約とその他の特約の更新日は、同一とはしないことがあります。

② この特約が生活障害収入保障特約に付加されているときは、第2条（主特約の更新）第3号の適用に際しては、次のチを加えます。

<p>チ. 特定障害給付金の取扱い</p>	<p>更新前の主特約において、すでに特定障害給付金を支払っている場合、または特定障害給付金を不担保とする場合の特約が適用されている場合は、更新後の主特約の定めにかかわらず、更新後の主特約の特定障害給付金はないものとして取り扱います。この場合、更新後の主特約の保険料は、特定障害給付金にかかる部分を除外した保険料とします。</p>
------------------------------	--

③ この特約が、転換特約等により転換価格等の全部または一部が保険料積立金等に充当された収入保障特約、介護収入保障特約または新介護収入保障特約に付加されている場合で、主特約の更新前に主契約の保険料の払込みが免除されているときまたは主契約の保険料の払込みが終了しているときは、主特約のうち転換価格等の全部または一部が保険料積立金等に充当された部分は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、それぞれ保険料が一時払いの収入保障特約または新介護収入保障特約を更新時に締結します。

第12条（主特約が特定疾病保障定期保険特約または重度慢性疾患保障保険特約の場合の特則）

- ① この特約が特定疾病保障定期保険特約または重度慢性疾患保障保険特約に付加されている場合で、主特約の定めるところにより、他の保険種類への加入が行われたときは、第2条（主特約の更新）第2号にかかわらず、主特約は更新されません。
- ② この特約が重度慢性疾患保障保険特約に付加されている場合で、第2条（主特約の更新）第4号にかかわらず、重度慢性疾患保障保険特約を含む2以上の主特約にこの特約がそれぞれ付加されたときは、重度慢性疾患保障保険特約とその他の特約の更新日は、同一とはしないことがあります。
- ③ この特約が、転換特約等により転換価格等の全部または一部が保険料積立金等に充当された特定疾病保障定期保険特約または重度慢性疾患保障保険特約に付加されている場合で、主特約の更新前に主契約の保険料の払込みが免除されているときまたは主契約の保険料の払込みが終了しているときは、主特約のうち転換価格等の全部または一部が保険料積立金等に充当された部分は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、それぞれ保険料が一時払いの特定疾病保障定期保険特約または重度慢性疾患保障保険特約を更新時に締結します。

第13条（主特約が連生逓減定期保険特約等の場合の特則）

- ① この特約が連生逓減定期保険特約または連生保険料特別払込逓減定期保険特約に付加されているときは、次に定めるところによります。
- 1. 第2条（主特約の更新）第3号口の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

□. 基本保険金額	<p>(1) 更新日の前日における主特約の第1被保険者の保険金額と同額とします。</p> <p>(2) 前(1)にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱範囲内で、更新日から主特約の基本保険金額を変更することができます。この場合、更新前の主特約の保険期間満了の日の2か月前までに請求してください。</p>
-----------	--

2. 更新後の主特約の型は更新前と同じとします。ただし、更新前の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があり、会社が承諾したときは、更新日から主特約の型を変更します。この場合、変更後の基本保険金額は、更新日の前日における主特約の第2被保険者の保険金額と同額とします。
 3. 更新後の主特約の保険期間が、第2条（主特約の更新）により更新前の主特約の保険期間よりも短期に変更されることによって会社の定める期間に満たなくなるときは、主特約は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、主特約が連生逓減定期保険特約のときは連生定期保険特約を、連生保険料特別払込逓減定期保険特約のときは連生保険料特別払込定期保険特約を更新時に締結します。
- ② この特約が、転換特約により転換価格の全部または一部が保険料積立金等に充当された連生逓減定期保険特約に付加されている場合で、主特約の更新前に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、主特約のうち転換価格の全部または一部が保険料積立金等に充当された部分は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、連生保険料特別払込逓減定期保険特約を更新時に締結します。

第14条（主特約が介護保障定期保険特約等の場合の特則）

この特約が、転換特約等により転換価格等の全部または一部が保険料積立金等に充当された介護保障定期保険特約または新介護保障定期保険特約に付加されている場合で、主特約の更新前に主契約の保険料の払込みが免除されているときまたは主契約の保険料の払込みが終了しているときは、主特約のうち転換価格等の全部または一部が保険料積立金等に充当された部分は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、保険料が一時払いの新介護保障定期保険特約を更新時に締結します。

第15条（主特約が入院初期給付特約等の場合の特則）

- ① この特約が入院初期給付特約または入院治療重点保障特約に付加されている場合で、主契約に付加されている災害入院特約(01)または疾病医療特約(01)が更新されないときは、第2条（主特約の更新）第2号にかかわらず、入院初期給付特約または入院治療重点保障特約は更新されません。
- ② 前項にかかわらず、この特約が入院治療重点保障特約に付加されている場合で、災害入院特約(01)における主契約の被保険者の災害入院給付金が通算して1000日支払われたことにより災害入院特約(01)が消滅しているときは、入院治療重点保障特約は更新されます。

第16条（主特約が5年ごと利差配当付定期保険等に付加されている場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、無配当医療保険、無配当新医療定期保険、無配当医療定期保険(09)、5年ごと利差配当付医療定期保険または定期保険に付加されている特約に付加されている場合で、主特約が主契約とともに更新されるときは、この特約は主契約とともに更新されます。

第17条（主特約が5年ごと利差配当付自由保険等に付加されている場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付自由保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付連生終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付特別養老保険、5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険、5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごとと利差配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付新終身保険、5年ごと利差配当付医療定期保険または5年ごとと利差配当付医療終身保険に付加されている特約に付加されているときは、第2条（主特約の更新）第3号への適用に際しては、次のとおり読み替えます。

へ. 社員配当金	<p>主特約の定めにより主契約の普通保険約款を準用するときは、「契約日」を「更新日」と読み替えます。ただし、「契約日から起算して2年」とあるのは「更新日から起算して1年」と読み替えます。</p>
----------	---

第18条（主特約が5年ごと利差配当付終身保険等に付加されている場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、終身保険または特定疾病保障終身保険に付加されている特約に付加されているときは、第2条（主特約の更新）第3号イにかかわらず、更新後の保険期間を会社の定める期間とすることがあります。

第19条（主特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等に付加されている場合の特則）

① この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されている特約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第2条（主特約の更新）第3号ホおよびへの適用に際しては、次のとおり読み替えます。

ホ. 第1回保険料の払込み	更新日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料（保険料の払込みを停止もしくは終了し、または、特約充当保険料の積立金からの充当が行われているときは、更新前の主特約の第2回以後の保険料）と同様に取り扱います。ただし、主特約の保険料が一時払いのときは次のとおり取り扱います。 (1) 未払込み保険料の積立金からの払込み 取り扱いません。 (2) 保険料の払込みを停止もしくは終了し、または、特約充当保険料の積立金からの充当が行われているときの取扱い a. 主特約の保険料の払込みを要します。 b. 主特約の保険料は、更新日の属する払込期月における保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。
へ. 社員配当金	主特約の定めにより主契約の普通保険約款を準用するときは、「契約日」を「更新日」と読み替えます。ただし、「契約日から起算して2年」とあるのは「更新日から起算して1年」と読み替えます。

2. 主契約に保障一括見直し特約が付加されているときは、第2条（主特約の更新）および本条の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直し日」と読み替えます。

② この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されている特約に付加されているときは、第2条（主特約の更新）第3号の適用に際しては、「主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき」を「主契約の指定日以後となるとき」と、「主契約の保険料払込期間満了の日の翌日」を「主契約の指定日」と読み替えます。

第20条（主特約が入院保障充実特約(09)等の場合の特則）

① この特約が入院保障充実特約(09)に付加されている場合で、主契約に付加されている総合医療特約が更新されないときは、第2条（主特約の更新）第2号にかかわらず、入院保障充実特約(09)は更新されません。

② この特約が入院保障充実特約に付加されている場合で、主契約に付加されている災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)または入院治療重点保障特約が更新されないときは、第2条（主特約の更新）第2号にかかわらず、入院保障充実特約は更新されません。

第21条（主特約が5年ごと利差配当付新終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付新終身保険に付加されている特約に付加されているときは、第2条（主特約の更新）第3号の適用に際しては、「主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき」を「主契約の指定日以後となるとき」と、「主契約の保険料払込期間満了の日の翌日」を「主契約の指定日」と読み替えます。

第22条（主特約ががん診断特約等の場合の特則）

① この特約ががん診断特約またはがん薬物治療特約に付加されている場合で、主契約に付加されている総合医療特約または疾病医療特約(01)が更新されないときは、第2条（主特約の更新）第2号にかかわらず、がん診断特約またはがん薬物治療特約は更新されません。

② この特約ががん薬物治療特約に付加されている場合で、がん薬物治療特約を含む2以上の主特約にこの特約がそれぞれ付加されたときは、第2条（主特約の更新）第4号の適用に際しては、「同一とします。」を「同一とします。ただし、がん薬物治療特約の締結日または更新日から起算したその直後の会社の定める主特約の保険期間満了の日までの期間が会社の定める期間をこえるときは、がん薬物治療特約は、会社の定める期間満了の日の翌日も更新日として更新します。」と読み替えます。

第23条（主特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されている場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されている特約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条（特約の締結）の適用に際しては、「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）」を「3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）」と読み替えます。

2. 第2条（主特約の更新）の適用に際しては、「主契約の被保険者の年齢」を「保険契約の被保険者の年齢」と、「主契約の契約日」を「保険契約の契約日」と、「主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき」を「保険契約の指定日以後となるとき」と、「主契約の保険料払込期間満了の日の翌日」を「保険契約の指定日」と読み替えます。

3. 第2条（主特約の更新）第3号ホおよびへの適用に際しては、次のとおり読み替えます。

ホ. 第1回保険料の払込み	更新日の属する払込期月に払い込まれるべき保険料に含めて取り扱います。ただし、主特約の保険料が一時払いのときは、次のとおり取り扱います。 (1) 保険料の立替え 取り扱いません。 (2) 特約保険料の払込みが免除されているときの取扱い a. 主特約の保険料の払込みを要します。 b. 主特約の保険料は、更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う特約保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。
ヘ. 社員配当金	主約款および主特約の定めによる主特約の社員配当金の規定の適用に際しては、「契約日」を「更新日」と読み替えます。ただし、「契約日から起算して2年」とあるのは「更新日から起算して1年」と読み替えます。

4. 第2条（主特約の更新）第5号の適用に際しては、「主特約の定め」を「主約款および主特約の定め」と読み替えます。

5. 第6条（主特約が定期保険特約等の場合の特則）および第11条（主特約が収入保障特約等の場合の特則）第3項の適用に際しては、「主契約の保険料の払込みが免除されているときまたは主契約の保険料の払込みが終了しているとき」を「特約保険料の払込みが免除されているとき」と読み替えます。

6. 第20条（主特約が入院保障充実特約(09)等の場合の特則）第1項および第22条（主特約ががん診断特約等の場合の特則）の適用に際しては、「主契約」を「基本取扱契約」と読み替えます。